

2018年7月、健康増進法の一部改正が公布されました。望まない受動喫煙をなくするため、2019年1月から段階的に施行され2020年4月にはそのすべての運用が始まります。今回は改正の内容や、喫煙による健康被害などについて紹介します。

全国统一 けむい問模試



よく行く場所やよくあるシーンで直面することを題材に出題されているから、喫煙や受動喫煙についてわかりやすく楽しく学べます。ぜひ挑戦してください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/moshi/>

受動喫煙対策サイト



4月から実施される受動喫煙対策について知ってもらうためのサイトです。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

けむいモン

けむいのはイヤ！
受動喫煙のない社会を
目指すために生まれた
キャラクターです。



4月から屋内で〜たばこが吸えなくなります〜

※一部例外有。

気持ちだけ気をつけています…愛煙家のみなさんもぜひ！



吸った後
手洗い・うがいを
しっかりと



吸う時は
体をなるべく
風上に

そう！？ww
たばこは吸いたいけど、
臭いを持ってくると周りが
気にするかなと思って…



そういえば、本田さんって
意外とたばこの臭い
しないですね

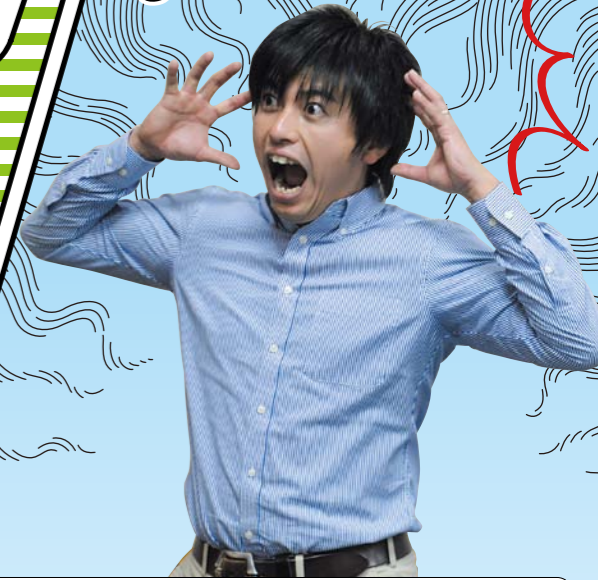


そうなんです。今回の法改正では
①望まない受動喫煙による健康影響をなくす
②受動喫煙の健康影響が大きい子ども・患者などに配慮
③施設の種類や場所ごとでそれぞれの対策を実施
を行い、皆さんの健康を守る動きが強くなりました



保健師 健康増進課 河本
市民の健康は私たちが守る！そんな信条を胸に日々、健康づくりをどうすべきか考えている。

なんだって〜



この記事の編集担当 広報課 本田(愛煙家)
愛煙歴約13年。日々、広報紙の編集に悩み期限ギリギリにならないとアイデアが浮かばない。そんなモヤモヤしたときは、ついつい喫煙所に足が向いてしまう。

喫煙者のマナーはとても大切ですね
でも、健康のためには禁煙が一番ですよ



へえ、
意外と考えて
いるんですね
意外と…



Happy



たばこを吸わない
私たちにとっては
嬉しいかぎりです

本田の同僚
広報課 矢崎 & 武井

今回の法改正では、未成年者がいる
場所で喫煙しないなど、今までマ
ナーとして配慮していたことなどが、
法律によってより明確に制限される
ことになっています。



肩身が狭いぜ…
色々考えないと…

次頁でさらに追い打ちが

罰則の適用

違反者への過料

受動喫煙の防止に違反した人や施設の所有者・管理者には、罰則が適用されることがあります。(最大50万円以下の過料)



喫煙可能室あり
Smoking room
available



喫煙専用室あり
Designated
smoking room
available

喫煙室の標識掲示義務

喫煙室などがある施設には必ず指定された標識の掲示をする必要があります。



喫煙エリアを限定

例外的に屋内で喫煙できる場所として喫煙専用室や加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室があります。また喫煙室の種類によって飲食などの提供の可否が分かります。



20歳未満は喫煙エリア立入禁止

20歳未満の人は、喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは立入禁止です。また、たとえ従業員であっても同様の扱いとなります。



原則屋内禁煙

多くの人が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道、飲食店などが対象です。また、学校、病院、行政機関などは屋外を含めた敷地内が原則禁煙となっています。

健康増進法
改正の主なポイント